

## 会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
職種	スクールライフアドバイザー
採用予定人数	1名
従事すべき業務の内容	愛媛県立宇和島南中等教育学校において、生徒が抱えている悩み等の解消に向け、適切な助言を行う。
応募資格	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務可能な地域に居住していること。</li> <li>・心身が健康であること。</li> <li>・学校教育に理解と熱意があること。</li> <li>・職業に従事している場合にあっては、スクールライフアドバイザーの業務に支障がないこと。</li> </ul>
勤務日及び勤務時間	週1日、1日当たり6時間程度とし、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬：職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1行政職給料表1級10号給の額に基づき、月額26,830円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。</li> <li>・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。</li> <li>・期末手当：なし</li> </ul>
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。</li> <li>・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>・スクールライフアドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。</li> </ul>
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）</li> <li>・信用失墜行為の禁止（同法第33条）</li> <li>・秘密を守る義務（同法第34条）</li> <li>・職務に専念する義務（同法第35条）</li> <li>・政治的行為の制限（同法第36条）</li> <li>・争議行為等の禁止（同法第37条）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。</li> </ul>

○ 応募手続及び問合せ先：愛媛県立宇和島南中等教育学校 事務室 0895-22-0262

○ 応募期間：令和6年3月21～令和6年3月31日

※ただし、採用候補者が決定した場合は、公募期間中でも募集を締め切らせていただきます。